

第 113 号

令和 7 年度山梨県一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,723,287 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545,385,984 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条　繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条　債務負担行為の変更及び追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 使用料及び手数料		7,495,492	103,384	7,598,876
	1 使 用 料	6,111,295	103,384	6,214,679
9 国 庫 支 出 金		62,933,419	273,053	63,206,472
	1 国 庫 負 担 金	20,648,048	259,609	20,907,657
	2 国 庫 補 助 金	40,454,353	1,939	40,456,292
	3 国 庫 委 託 金	1,831,018	11,505	1,842,523
11 寄 附 金		191,213	221	191,434
	1 寄 附 金	191,213	221	191,434
12 繰 入 金		16,496,798	△ 98,924	16,397,874
	2 基 金 繰 入 金	15,010,344	△ 98,924	14,911,420

13 繰 越 金		784,683	3,428,829	4,213,512
	1 繰 越 金	784,683	3,428,829	4,213,512
14 諸 収 入		82,402,230	16,724	82,418,954
	4 受 託 事 業 収 入	1,742,437	293	1,742,730
	6 雜 入	1,491,339	16,431	1,507,770
歳 入 合 計		541,662,697	3,723,287	545,385,984

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,016,971	△ 4,889	1,012,082
	1 議 会 費	1,016,971	△ 4,889	1,012,082
2 総 務 費		39,481,818	642,923	40,124,741
	1 総 務 管 理 費	20,273,028	431,424	20,704,452
	2 企 画 費	10,405,773	135,067	10,540,840
	3 徴 税 費	3,765,374	5,842	3,771,216
	4 市 町 村 振 興 費	1,872,892	36,267	1,909,159
	6 防 災 費	1,523,085	21,422	1,544,507
	7 統 計 調 査 費	736,184	11,845	748,029
	8 人 事 委 員 会 費	140,852	△ 1,502	139,350
	9 監 査 委 員 費	159,725	2,558	162,283

3 民 生 費		63,876,518	234,279	64,110,797
	1 社 会 福 祉 費	45,297,478	128,346	45,425,824
	2 兒 童 福 祉 費	17,264,759	105,408	17,370,167
	3 生 活 保 護 費	1,177,872	525	1,178,397
4 衛 生 費		18,038,979	94,501	18,133,480
	1 公 衆 衛 生 費	5,048,545	△ 20,763	5,027,782
	2 環 境 衛 生 費	2,038,964	△ 11,599	2,027,365
	3 保 健 所 費	1,046,835	46,795	1,093,630
	4 医 藥 費	9,904,635	80,068	9,984,703
5 勞 勵 費		2,397,151	43,588	2,440,739
	1 勞 政 費	697,995	17,517	715,512
	2 職 業 訓 練 費	1,485,247	24,374	1,509,621
	4 勞 勵 委 員 會 費	76,477	1,697	78,174

6 農林水産業費		24,762,853	312,726	25,075,579
	1 農業水産業費	5,104,611	84,101	5,188,712
	2 畜産業費	1,129,435	57,339	1,186,774
	3 農地費	8,540,311	△ 4,818	8,535,493
	4 林業費	9,988,496	176,104	10,164,600
7 商工費		68,371,283	124,450	68,495,733
	1 商工費	67,347,111	69,187	67,416,298
	2 観光費	1,024,172	55,263	1,079,435
8 土木費		85,603,322	214,155	85,817,477
	1 土木管理費	3,892,860	179,343	4,072,203
	2 道路橋りょう費	45,180,467	525	45,180,992
	3 河川砂防費	17,967,481	3,455	17,970,936
	4 都市計画費	9,178,062	30,832	9,208,894

9 警 察 費		24,122,632	615,138	24,737,770
	1 警 察 管 理 費	20,694,359	607,216	21,301,575
	2 警 察 活 動 費	3,428,273	7,922	3,436,195
10 教 育 費		97,512,122	1,446,416	98,958,538
	1 教 育 總 務 費	19,124,872	129,158	19,254,030
	2 小 学 校 費	26,843,942	357,067	27,201,009
	3 中 学 校 費	14,518,108	445,384	14,963,492
	4 高 等 学 校 費	15,667,298	243,123	15,910,421
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,455,647	187,165	8,642,812
	6 社 会 教 育 費	3,919,207	60,743	3,979,950
	7 保 健 体 育 費	952,530	23,601	976,131
	9 私 学 振 興 費	6,585,794	175	6,585,969
歲 出 合 計		541,662,697	3,723,287	545,385,984

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費			交通対策費	38,423
	2 企画費			富士五湖自然首都圏 フォーラム事業費	49,758
3 民生費	1 社会福祉費			介護福祉士等確保対策費	3,986
				老人福祉施設整備費	51,652
4 衛生費	4 医薬費	地域医療対策費	171,000	地域医療対策費	216,320
				看護師等確保対策費	3,567
5 労働費	2 職業訓練費			職業能力開発推進費	20,168
6 農林水産業費	1 農業水産業費			農業施策調査企画費	5,046
				水田農業構造改革対策費	4,860
	3 農地費			障害防止対策耕地事業費	48,300
		森林管理道開設費	197,843	森林管理道開設費	268,463

	4 林業費	林道改良費	234,346	林道改良費	305,133
				森林居住環境整備事業費	159,940
7 商工費	1 商工費			企業立地対策費	24,667
	2 観光費			観光施設整備費	74,983
				観光宣伝費	14,796
8 土木費	1 土木管理費	生活関連土木施設整備事業費	96,500	生活関連土木施設整備事業費	128,522
		道路維持修繕費	2,393,117	道路維持修繕費	2,846,327
		国道橋りょう改築費	1,537,300	国道橋りょう改築費	1,621,300
		県道橋りょう改築費	3,641,940	県道橋りょう改築費	4,545,640
		緊急道路整備費	3,648,300	緊急道路整備費	5,010,750
		広域連携道路事業費	21,000	広域連携道路事業費	79,000
		国道橋りょう修繕費	812,884	国道橋りょう修繕費	1,061,634
		県単独道路橋りょう整備費	1,142,170	県単独道路橋りょう整備費	1,347,570

		交通対策道路事業費	311,950	交通対策道路事業費	338,550
	3 河 川 砂 防 費			河川等災害関連事業費	102,000
	4 都 市 計 画 費	都 市 公 園 建 設 費	167,300	都 市 公 園 建 設 費	200,800
	5 住 宅 費	県 営 住 宅 建 設 費	845,023	県 営 住 宅 建 設 費	857,023
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	施 設 整 備 費	66,042	施 設 整 備 費	79,262
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費			運 営 諸 費	16,111
11 災 害 復 旧 費	2 土木施設災害復旧費			令和 6 年災害復旧費	270,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 17,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 16,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融	

		<p>資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中府第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915 中府第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対</p>		<p>資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中府第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915 中府第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対</p>
--	--	--	--	--

<p>山梨県信用保証協会が、令和7年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>令和7年度から 令和24年度まで</p> <p>策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保</p>	<p>令和7年度から 令和24年度まで</p> <p>策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保</p>
--	---	---

		<p>証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営</p>	<p>証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営</p>
--	--	---	---

		安定関連保証 5 号 (令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については 25% 以内とする。)		安定関連保証 5 号 (令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については 25% 以内とする。)
令和 8 年度富士山吉田ルート通行料受付システムの運営について委託契約を締結すること。			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	50,960 千円
一般国道 413 号道路改良工事 5 工区(南都留郡道志村)について請負契約を締結すること。			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	400,000 千円
主要地方道菲崎昇仙峡線道路改良工事(甲斐市)について請負契約を締結すること。			令 和 8 年 度	100,000 千円
一般県道箕輪須玉線舗装工事(北杜市)について請負契約を締結すること。			令 和 8 年 度	30,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋上部工事(甲府市、甲斐市)について請負契約を締結すること。			令 和 8 年 度	150,000 千円

都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事10 工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補 償契約を締結すること。			令和8年度	24,000千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事11 工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補 償契約を締結すること。			令和8年度	21,000千円